

危機管理会議

日 時：令和7年4月1日（火）15時00分から
場 所：県庁3階 特別会議室

協議事項

- 新体制における危機管理体制の確保について

危機管理会議 配席図

日時：令和7年4月1日 15:00～
場所：万代庁舎 3階 特別会議室

危機管理部長

政策監

危機管理監

知事戦略局
副室長

県警本部警備部
警備課長

教育委員会
教育政策課長

病院局
総務課長

企業局
経営企画課長

県土整備政策課長

農林水産政策課長

経済産業政策課長

危機管理部
副部長

危機管理部
副部長

危機管理部
次長

政策企画課長

にぎわい政策課長

生活環境政策課長

こども未来政策課長

保健福祉政策課長

(WEB会議)

南部総合県民局
地域創生防災部長

西部総合県民局
地域創生観光部長

出入口

本県の危機事象対応について

1 危機事象対応の基本的な枠組み

(1) 基本的な枠組み

- ・ 県民の生命、財産等に被害が生じる又は被害が生じる恐れがある危機事象発生時には「危機管理対処指針」等に基づき対応
- ・ 大規模自然災害等については、「地域防災計画」等に基づき対応

(2) 危機事象発生時の体制

■ 危機管理対策本部

○ 設置基準 重大な危機事象発生時

- ・ 新型インフルエンザ発生（国対策本部）→ 新型インフルエンザ等対策本部
- ・ 鳥インフルエンザ発生（県内飼育鶏）→ 鳥インフルエンザ対策本部
- ・ テロ、武力攻撃事態 → 危機管理対策本部 → （政府による事態認定後）
→ 緊急処理事態対策本部、国民保護対策本部

○ 組織体制

- ・ 本部長：知事 副本部長：副知事、政策監、警察本部長
- ・ 構成員：各部局長 ※災害対策本部体制に準拠

■ 危機管理会議

○ 設置基準 県民の生命・財産等に被害が生じる恐れがある危機事象が発生し、全庁的な連携、協力の強化を図る場合

○ 組織体制 政策監(主管)、危機管理部長(座長)、各部局主管課長等

■ 危機管理連絡会議

○ 設置基準 危機管理会議の決定事項の調整、危機事象に関し庁内で情報共有を図る必要がある場合

○ 組織体制 危機管理部副部長(主宰)、各部局主管課副課長

■ 根拠

「徳島県危機管理対処指針」

「徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」

(3) 大規模災害発災への備え

- ・災害対応マニュアルの改訂
- ・災害協定名簿等を適宜更新
- ・各部局の BCP、受援計画の作成
- ・防災訓練、研修等の頻回実施

2 危機事象発生時の対応

(1) 新型インフルエンザ対策について

○発生時の危機管理体制

- ・ 海外において新型インフルエンザの発生が確認された場合（海外発生期）には、政府に対策本部が設置され、本県も国に合わせ知事を本部長とする「徳島県新型インフルエンザ等対策本部」を設置、行動計画に沿った対応を実施

○発生に備えた取組について

- ・ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」
 - ・ 「徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例」
 - ・ 「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」
- 平成 25 年 4 月 13 日施行
令和 7 年 1 月 23 日改定

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策について

○発生時の危機管理体制

- ・ 「県内の養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、知事を本部長とする「危機管理対策本部」を設置
- ・ 「野鳥」や「県外養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、必要に応じ「危機管理会議」「危機管理連絡会議」を招集

○職員の動員体制

- ・ 県内養鶏農家で発生した場合に、防疫措置等の人員を確保するため、全庁的に職員を動員。
 - ・ 動員名簿は毎年度更新を実施。
- ※ なお、動員名簿は、高病原性鳥インフルエンザ対策以外の危機事象発生時に、緊急に動員が必要となった場合においても活用する（例：豚熱（CFS）、口蹄疫発生時など）。

(3) 原子力災害対策について

- ・ 「原子力発電所災害対応方針」の策定（H23.3.28 策定、H23.7.8 改定）
- ・ 原子力災害については、「徳島県地域防災計画・原子力災害対策」を踏まえ、一定レベル以上の被害が発生した場合には、「危機管理会議」「災害対策本部」等により対応

(4) 県内での危機事象発生時

- ・ 北朝鮮等の弾道ミサイル発射に伴う Jアラート等の発表、サイバー攻撃等により本県内で被害が生じた場合、必要に応じ危機管理会議等を開催
- ・ 水質事故、危険生物、爆破予告等本県内で被害が生じる恐れがある事象発生時にも危機管理部に情報を集約、必要に応じて危機管理連絡会議を開催し、全庁的に情報共有を実施

(5) 県外（海外含む）での大規模災害・事故発生時の対応

- ・ 県外（海外を含む）における、大規模災害・事故が発生し、日本人の被害情報があった場合には、県人の安否等を実施

〈各部局における対応例〉

- ・ 企画総務部 派遣職員等の安否確認
- ・ 経済産業部 県内進出企業への影響確認
- ・ 観光スポーツ文化部 旅行者の安否確認
- ・ 農林水産部 漁船への影響確認、危険生物への対応
- ・ 県土整備部 集落の孤立（道路の通行止め）、河川、海域での水質事故
- ・ 教育委員会 日本人学校、修学旅行への影響確認 など

3 会議の招集について

○危機管理会議の招集

別途定める「令和7年度緊急連絡網」の職員に連絡（24時間）
勤務時間内外を問わず、「すだちくんメール」により各職員に連絡
※緊急連絡先となっている職員は、常時連絡可能な体制を取る

令和6年度 危機管理会議等開催実績

- ☆ 危機管理対策本部会議 0回
 ◎ 危機管理会議 8回
 ○ 危機管理連絡会議 30回（メール開催26回）

【開催】

	日付	議題
1	R6.4.1	◎ ・新体制における危機管理体制の確保について
2	R6.4.24	○ ・「大型連休における危機管理体制の確保」について ほか
3	R6.5.28	○ ・北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射について ほか
4	R6.7.3	○ ・「熱中症に関する注意喚起」について
5	R6.7.24	◎ ・熱中症対策と新型コロナウイルスの注意喚起について
6	R6.8.5	◎ ・熱中症のさらなる警戒について
7	R6.8.8	◎ ・新型コロナウイルスのさらなる注意喚起について
8	R6.10.17	◎ ・北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
9	R6.11.6	◎ ・死亡野鳥におけるH5亜型鳥インフルエンザウイルスの確定について
10	R6.11.7	◎ ・香川県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の確認について
11	R7.1.17	◎ ・インフルエンザ等の流行拡大に係る注意喚起について
12	R7.3.19	○ ・4月1日からの即応体制の確保について ほか

☆＝危機管理対策本部会議（重大な危機事象発生時に知事を本部長として設置。

各部局長で構成。）

◎＝危機管理会議（政策監が主管し、各部局の主管課長で構成。）

○＝危機管理連絡会議（危機管理会議の下部組織。危機管理部副部長が主宰し、

各部局の主管課副課長で構成。）

【メール開催】

	日付	議題
1	R6.4.2	○ ・北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
2	R6.4.2	○ ・県内における「野生いのしし」の豚熱(県内50例目)感染確認
3	R6.4.5	○ ・県内における「野生いのしし」の豚熱(県内51、52例目)感染確認
4	R6.4.10	○ ・「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」のステージ引き下げについて
5	R6.4.17	○ ・「情報セキュリティ対策の徹底」について
6	R6.4.22	○ ・北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
7	R6.5.30	○ ・北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
8	R6.6.3	○ ・「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」のステージ引き下げについて
9	R6.6.26	○ ・北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
10	R6.7.6	○ ・熱中症疑いの死亡事案発生
11	R6.7.30	○ ・県内における「野生いのしし」の豚熱(県内53例目)感染確認
12	R6.9.12	○ ・北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
13	R6.9.18	○ ・北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
14	R6.9.27	○ ・県内における「野生いのしし」の豚熱(県内54例目)感染確認
15	R6.10.4	○ ・「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」のステージ引き上げについて
16	R6.10.15	○ ・「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」のステージ引き上げについて
17	R6.10.31	○ ・北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
18	R6.11.1	○ ・香川県の養豚場における豚熱感染の確認について
19	R6.11.5	○ ・北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
20	R6.11.14	○ ・県内における「野生いのしし」の豚熱(県内55例目)感染確認
21	R6.11.26	○ ・香川県の養豚場における豚熱感染の確認について
22	R6.12.10	○ ・香川県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の確認について
23	R6.12.19	○ ・香川県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の確認について
24	R7.1.6	○ ・北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
25	R7.1.7	○ ・愛媛県における「野生いのしし」の豚熱(5、6例目)感染確認
26	R7.3.21	○ ・「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」のステージ引き下げについて

徳島県危機管理対処指針

徳島県危機管理会議

平成 16 年 9 月 16 日制定

令和 7 年 4 月 1 日最終改訂

目次

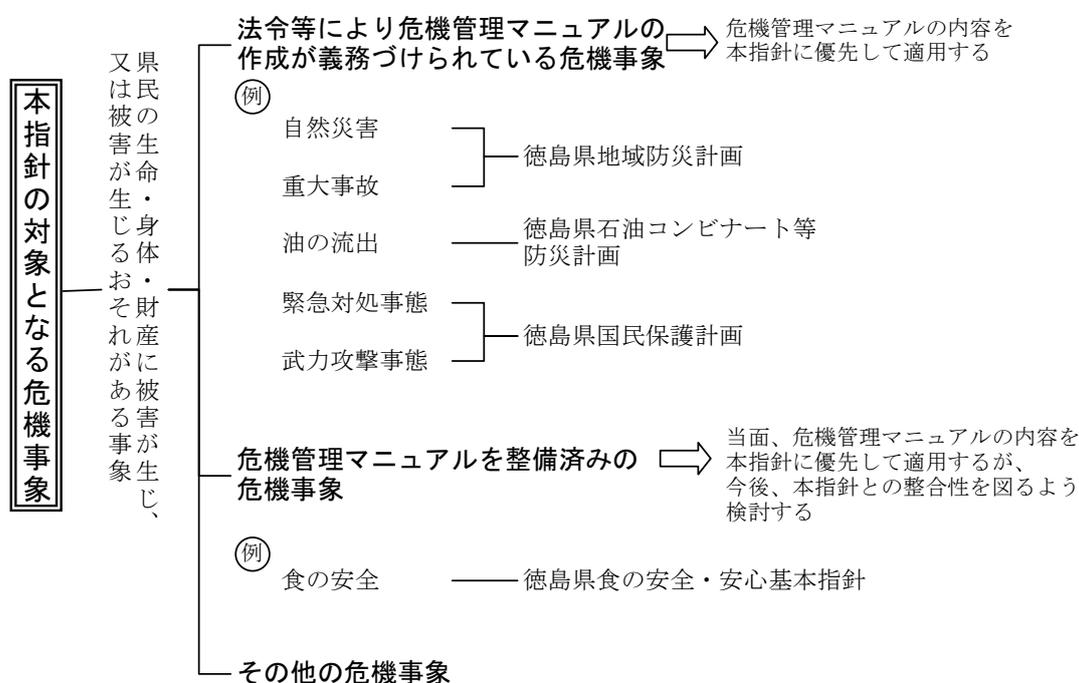
第1	総則	1
1	目的	1
2	危機事象	1
3	部局	3
4	外部機関との連携・協力	4
5	本指針の見直し	4
第2	危機管理体制	5
1	基本的な考え方	5
2	政策監（県土強靱化・危機管理担当）の役割	6
3	危機管理会議の役割	6
4	各部局と危機管理主任者の役割	7
5	危機管理対策本部の役割	8
第3	段階ごとの危機管理対応	10
1	危機管理対応の各段階	10
2	事前対策	10
3	応急対策	13
4	事後対策	17
第4	危機管理調整費	20
1	危機管理調整費の設置	20
2	危機管理調整費の執行	20
	資料	
①	緊急連絡網	22
②	危機管理マニュアル基本シート	24
③	徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱	26
④	徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱	31

第1 総則

1 目的

「徳島県危機管理対処指針」（以下「本指針」という。）は、危機事象発生時における県民の生命、身体及び財産への被害を防止及び軽減を図るため、日常における事前対策並びに危機事象発生後の各段階に応じた応急対策、事後対策の確実な実施を含め、本県における危機管理の基本的枠組みを示すものである。

2 危機事象



図：本指針の対象とする危機事象

(1) 本指針の対象とする危機事象の範囲

本指針が対象とする危機事象は、県民の生命、身体若しくは財産に被害が生じ、又は被害が生ずる恐れがある事象とする。

ただし、被害が直接的、突発的でない事象、並びに財政危機、経済危機及び県の組織運営危機に関する事象等は除くものとする。

(2) 各種危機管理マニュアルとの関係

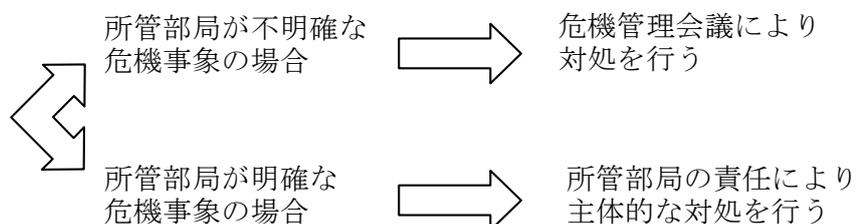
本指針は、本指針が対象とするすべての危機事象に適用する。

ただし、法令等による義務づけによって危機管理マニュアル（危機事象に対応するための計画やマニュアル等をいう。以下同じ。）が作成済みであり、その危機管理マニュアルに本指針と異なる内容が記載されている場合においては、その内容を本指針に優先して適用するものとする。

また、既に整備されている危機管理マニュアルと本指針の内容に齟齬がある場合においては、当面、当該危機管理マニュアルを優先適用することとするが、今後、本指針との整合性を図るよう検討を進めるものとする。

なお、危機管理会議は、既存の危機管理マニュアルと本指針との整合性を図るため、今後、危機管理体制の整理・統合等を含め、検討を進めるものとする。

(3) 所管部局と危機事象の取扱い



図：所管部局が明確な危機事象の取扱い

ア 所管部局が不明確な危機事象の取扱い

所管する部局が不明確な危機事象や、複数の部局が関係し全庁的な対応が求められる危機事象が発生した場合には、危機管理会議による対応を行うものとする。

イ 所管部局が明確な危機事象の取扱い

所管する部局が明確な危機事象への対応（通常業務により対応する場合や、県民への被害が軽微な危機事象への対応を含む）については、本指針の内容にかかわらず、所管部局の責任において主体的に対応を行うことを基本とする。

この場合においても、所管部局は、以下の点に留意するものとする。

- ① 想定される危機事象については、危機管理マニュアルを整備すること。
- ② 危機事象発生時においては、適時、状況を危機管理部へ報告するとともに、全庁的な情報の共有化や部局を越えての連携・協力の必要がある場合には、危機管理会議の招集を求めること。
- ③ 所管が明確であっても、県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある危機事象の場合には、単独の部局だけで対応するのではなく、本指針に基づき、危機管理会議を通じて、全庁的な情報共有化や連携・協力体制を確保すること。

3 部局

(1) 本指針を適用する部局の範囲

本指針の適用を受ける部局の範囲は、知事戦略局、危機管理部、企画総務部、観光スポーツ文化部、生活環境部、こども未来部、保健福祉部、経済産業部、農林水産部、県土整備部、出納局、南部総合県民局、西部総合県民局、企業局、病院局及び教育委員会（以下「各部局」という。）とする。

(2) その他諸局との関係

その他諸局については、危機事象発生において、各部局と協力して対処を行うとともに、所管する業務に関連して発生した危機事象への対処については、本指針に準じた対応を行うものとする。

(3) 徳島県警察本部との関係

危機管理会議は、徳島県警察本部と、平素から危機管理に関する情報の交換を行うとともに、危機事象発生時においては、必要に応じて協力を求めるものとする。

4 外部機関との連携・協力

危機管理会議及び危機管理部は、危機事象に関する情報収集や、危機事象発生時の対処を適切に図るため、平素から、国、市町村、大学、企業研究機関や各種団体等との連携・協力体制の強化を図るものとする。

5 本指針の見直し

危機管理会議は、本指針の内容及び有効性を常に検証し、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2 危機管理体制

1 基本的な考え方

(1) 「責務」「連携」「協力」

危機事象への対応は、一部の職員の能力や意欲だけに依存するのではなく、組織として対応することを基本とし、一定水準の危機管理対応のレベルを保持するものとする。

そのため、本県においては、以下に掲げる「責務」「連携」「協力」の考え方を踏まえ、平素から全庁的な危機管理体制の整備を図るものとする。

表：「責務」「連携」「協力」の考え方

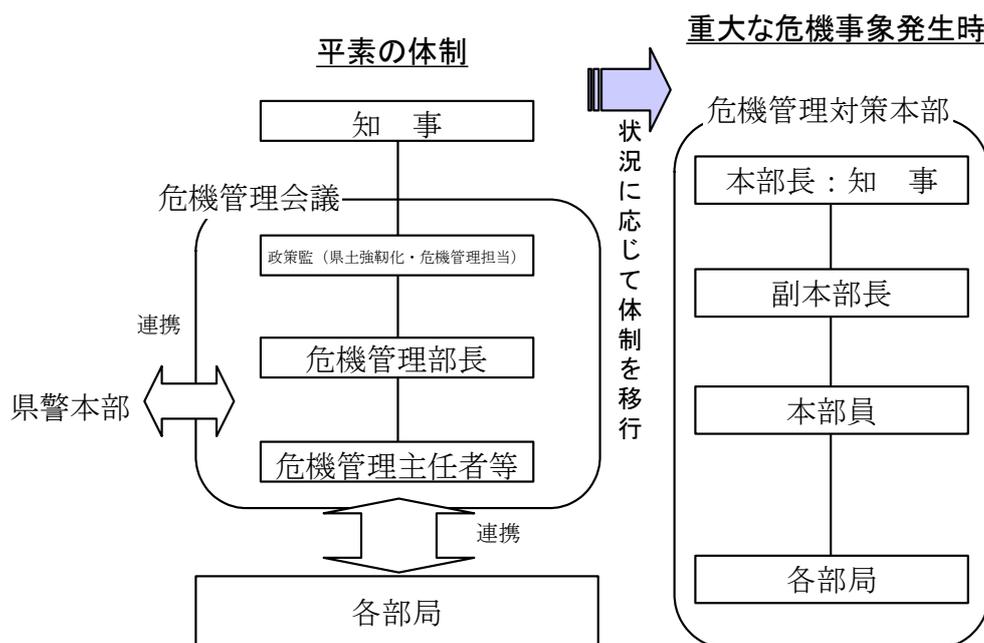
区 分	考 え 方
責 務	危機事象発生時において、県が担うべき役割及び責任を明確に認識した上で、危機管理対応を行うこと。
連 携	危機事象への対応は、担当の課や担当職員だけで行うのではなく、部局内の各課・室で連携し、組織的に行うことを原則とすること。 また、関係する部局が複数にまたがる場合においても、県として一体的な取組を確保すること。
協 力	発生した危機事象に直接関係のない部局や職員であっても、全庁的な取組のなかで、一定の役割を果たすべきであること。

(2) 危機管理体制の構築の考え方

本県においては、危機管理体制の構築の基本的な考え方は次のとおりとする。

- ① 危機管理に対する組織対応は、「部局」を基礎的な単位として実施することを原則とする。そのため、各部局に、各部局の危機管理への取組を総括する危機管理主任者を設置する。

- ② 本県における全庁的な危機管理体制は、政策監（県土強靱化・危機管理担当）のもとに各部局の危機管理主任者等により構成される常設の組織である徳島県危機管理会議（以下「危機管理会議」という。）を中心として対応することを基本とする。
- ③ 重大な危機事象発生時には、知事を本部長とする徳島県危機管理対策本部（以下「危機管理対策本部」という。）を設置し、全庁的な応急対策等を迅速に実施する。



図：危機管理体制の全体像

2 政策監（県土強靱化・危機管理担当）の役割

政策監（県土強靱化・危機管理担当）は、知事を補佐し、県における危機管理を総括する。

また、政策監（県土強靱化・危機管理担当）は、危機管理会議を主管するとともに、危機管理調整費の支出の決定を行うものとする。

3 危機管理会議の役割

（1）設置

危機管理に関する全庁的な連携・協力の強化、及び情報の共有化・一元化を確保するため、危機管理会議を設置する。

危機管理会議は、常設の組織とする。

(2) 所管事項

危機管理会議は、次の事項を所管する。

- ① 全庁的な危機管理体制の構築
- ② 危機管理対処指針の策定及び見直し
- ③ 県職員の危機管理意識の向上を図るための研修や啓発
- ④ 危機事象発生時における各部局に対する助言・支援
- ⑤ 危機管理調整費に関すること など

(3) 構成員

危機管理会議は、政策監（県土強靱化・危機管理担当）が主管し、危機管理部長を座長として、各部局の主管課長等により構成する。

(4) 招集

危機管理会議は、必要に応じて、政策監（県土強靱化・危機管理担当）、危機管理部長が招集する。

なお、各部局において、危機管理会議の招集を求める場合には、政策監（県土強靱化・危機管理担当）、危機管理部長へ招集を要請するものとする。

(5) 事務局

危機管理会議の事務局は、危機管理部危機管理政策課に置く。

(6) その他

その他、危機管理会議に関し必要な事項は、「徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」（⇒資料③）で定めるものとする。

4 各部局と危機管理主任者の役割

(1) 各部局の役割

危機管理対応の基礎的な単位となる部局は、次の役割を担うものとする。

- ① 部局内の危機管理に係る推進方針の検討、連絡・推進体制の確立
- ② 部局内の危機事象に関する情報の収集及び分析
- ③ 部局内の危機管理マニュアルの計画・実行・検証
- ④ 部局が所管する業務に係る危機事象発生時の初動の対処
- ⑤ 部局内の職員の研修・訓練

(2) 危機管理主任者

各部局に、各部局の危機管理への取組を総括する危機管理主任者を置く。

危機管理主任者は、次の役割を担うものとする。

- ① 部局内の危機管理の実行を推進し、進捗を管理する。
- ② 危機管理に関する部局内の情報収集、分析及び関係部局への対応を指示する。
- ③ 危機発生時において、部局長の指示に基づき対処方針を検討・実施すること及び部局内の調整を行うこと。
- ④ 全庁的な危機管理情報を危機管理会議で共有し、部局内への周知徹底を図る。
- ⑤ 関係部局や関係機関との連絡調整を行うこと。

5 危機管理対策本部の役割

(1) 設置

危機管理対策本部は、県民の生命、身体又は財産に重大な損害を与え、若しくは県政の円滑な運営に深刻な支障が生じる危機事象発生時又は発生するおそれがある場合に設置する。

(2) 組織

- ① 対策本部は、知事を本部長とし、副本部長及び本部員を置く。
- ② 対策本部における班編制等については、徳島県災害対策本部の例に従って行うことを原則とするが、具体的な危機事象の状況に応じて、以下に掲げる「危機管理対策本部における班別構成例」等を参考に、総務班、対策班、情報班、広報班等を設置するなど、柔軟な組織編成を行うものとする。
- ③ 応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な場合には、現地対策本部を設置する。

表：危機管理対策本部における班別構成例

班名	分掌事務
総務班	① 危機管理対策本部の運営 ② 会議資料及び記録の作成保管 ③ 国・市町村等の関係機関との連絡調整 など
対策班	① 危機事象の分析 ② 対処方針・応急対策の検討 ③ 応急対策実施の調整 など
情報班	① 国・市町村等の関係機関からの情報収集 ② 被害状況の取りまとめと報告・伝達 ③ 通信手段の確保 など
広報班	① 報道提供資料の作成 ② 報道機関の対応 ③ 県民等への広報 ④ 県民からの相談の対応 など

(3) 主な事務

- ① 対策の決定及び実施に関すること。
- ② 関係機関等との情報収集、情報共有及び連絡調整に関すること。
- ③ 広報等に関すること。

(4) その他

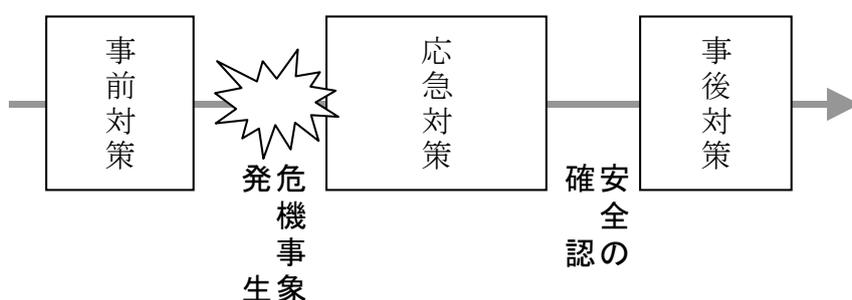
その他、危機管理対策本部に関し必要な事項は、「徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱」(⇒資料④)で定めるものとする。

第3 段階ごとの危機管理対応

1 危機管理対応の各段階

危機管理対応においては、時系列に応じて、事前・応急・事後の各段階に応じた対策を実施する。

ただし、各対策の内容は、危機事象により大きく異なるものと考えられる。そのため、より具体的な内容は、各部局で作成される危機管理マニュアルにおいて記載されることを想定しており、本指針においては、基本的な考え方のみを提示するものとする。



図：危機管理対応の各段階

2 事前対策

発生の予測が極めて困難な危機事象の発生に、迅速かつ的確に対処するためには、すべての部局が「危機管理の視点」をもって平素の業務を遂行することが必要となる。

そのため、各部局及び危機管理会議は次のような事前対策を実施するものとする。

なお、これらの取組については、各部局において、年度ごとに定期的実施し、その進捗について危機管理会議に報告するものとする。

(1) 情報連絡体制の整備

ア 部局間の緊急連絡網の整備

危機管理会議は、危機事象発生時において、迅速な情報収集を図るため、あらかじめ「緊急連絡網」(⇒資料①)の様式に基づき、携帯電話等による各部局との情報連絡体制を整備する。

イ 部局内の連絡体制の整備

部局内の連絡体制については、各部局において構築するものとする。
この場合、相手方が不在の場合や夜間・休日の場合においても適切に対応できるよう留意するものとする。

ウ 携帯電話等の常時携行

危機事象発生の情報を受けることとなっている職員は、夜間休日等における突発的な危機事象発生に備え、携帯電話等を常に携行するよう努めるものとする。

(2) 危機管理マニュアルの整備

危機事象に対して組織的な対応を図るためには、想定される危機事象への危機管理マニュアルの作成は、極めて有効である。

そのため、各部局は、危機管理マニュアルの整備に向け、次のような取組を行うものとする。

ア 危機事象の洗い出し

各部局は、対応の必要となる想定危機事象を、国からの情報や、他の都道府県での発生状況等を踏まえ、洗い出し及びその見直しを行う。

イ 危機管理マニュアルの作成

各部局は、洗い出した想定危機事象ごとに危機管理マニュアルを作成する。

なお、危機事象発生時における県の役割が情報収集に限定されるような場合においては、マニュアル整備の必要はないが、このような場合においても、「危機管理マニュアル基本シート」(⇒資料②)を参考にして、対応手順を整理する。

また、各部局は、県民生活に甚大な影響をもたらす危機事象発生時の業務継続を確保するため、次の点についても検討を進めるものとする。

- ① 各部局は、危機事象発生時における非常時優先業務を把握すること。
- ② 各部局は、非常時優先業務を実施するに際して支障となるような資源（職員や資機材等）を把握すること。
- ③ 危機事象発生時には、必要に応じて、部局間での職員の配備に関して、応援・受援を行うこととし、そのための準備（動員可能人員の把握や応援受援の方針の確認など）を行うこと。

ウ 進捗管理

各部局は、部局内の危機管理マニュアルの整備状況について、把握するものとする。

また、危機管理会議は、全庁的な進捗状況を把握するため、必要に応じ、各部局からの状況の報告を求めるものとする。

エ 危機管理マニュアルの見直し

既に整備されている危機管理マニュアルについても、定期的に見直しを行うものとする。

また、各部局及び危機管理会議は、危機事象発生時においては、危機管理マニュアルが有効に機能したかどうかを検証するものとする。

(3) 研修・啓発

ア 職員の危機管理意識の向上

各部局は、平素から危機管理に関する研修の実施や、危機管理マニュアルの整備、他の都道府県での危機事象発生等の情報収集を行うこと等により、職員の危機管理意識の向上を図るものとする。

イ 危機管理講座の開催等

危機管理会議は、危機管理に関して専門的な知識を持つ者を招いた危機管理アドバイザーを登録するとともに、職員の意識啓発のための危機管理講座を開催するものとする。

(4) その他

ア 訓練・備蓄

危機管理会議及び各部局は、危機事象の発生を想定した招集訓練・運用訓練や、想定される危機事象に応じた必要な資機材の備蓄・管理に努めるものとする。

イ 関係機関との連携

各部局は、危機事象発生時における国の機関や市町村、各団体等の関連機関との連携を確保するため、平素からの定期的な情報交換等に努めるとともに、緊急時の連絡先等を把握する。

3 応急対策

(1) 初動の対処

危機事象発生時においては、県民の生命、身体及び財産への被害を最小にとどめるため、迅速な情報収集・連絡を行い、県として適切な対処をとりうる体制を早急に整備・確立するものとする。

そのため、各部局及び危機管理会議は次のような初動の対処を実施するものとする。

ア 情報収集・連絡の確保

(ア) 危機事象発生時の報告

危機事象の発生を知った職員は、あらかじめ整備された連絡体制に従い、以下に掲げる「情報の収集項目例」に掲げる情報等を所属部局へ直ちに報告するものとする。

表：情報の収集項目例

<ul style="list-style-type: none">・危機事象発生時の状況・被害の発生状況・被害の拡大に関する予測・県、関係機関等が行った（行っている）対処の状況・地域住民の避難の状況・その他特に留意すべき事項
--

その際、危機の詳細が分からなくとも、完全な報告にこだわることなく、まず速報を入れることを優先し、その後、訂正・追加することを基本とする。

また、休日・夜間や何らかの事由により、所属部局へ連絡が取れない場合においても、各部局の危機管理主任者又は危機管理部等に直接連絡するなど、臨機応変の対処を行い、連絡が取れない状況を確実に回避することに留意する。

（イ）各部局の対処

報告を受けた各部局は、危機管理主任者に情報を集約するとともに、逐次の情報を収集するため、情報収集の担当職員を定め、定期的な報告を指示するものとする。

また、必要に応じて、情報収集のため職員を現場に派遣するものとする。

（ウ）危機管理主任者の対処

危機管理主任者は、軽微な場合を除き、集約した情報を危機管理部へ報告する。

また、必要に応じて、政策監（県土強靱化・危機管理担当）、危機管理部長に対し、危機管理会議の招集を要請する。

(エ) 政策監（県土強靱化・危機管理担当）への報告

危機管理部は、各部局から危機事象発生への報告を受けた際には、速やかに政策監（県土強靱化・危機管理担当）へ報告するものとする。

イ 危機事象に対処する体制の確立

(ア) 体制の選択

危機事象発生時に整備すべき体制（以下「対策本部等」という）には、以下に掲げる区分が考えられる。

それぞれの招集・設置の判断権者は、収集した情報等をもとに、いずれを選択すべきかについて、速やかに決定し、体制を確立する。
なお、対策本部等は、事態の推移に応じ、適時、体制を移行する。

表：対策本部等の体制の区分

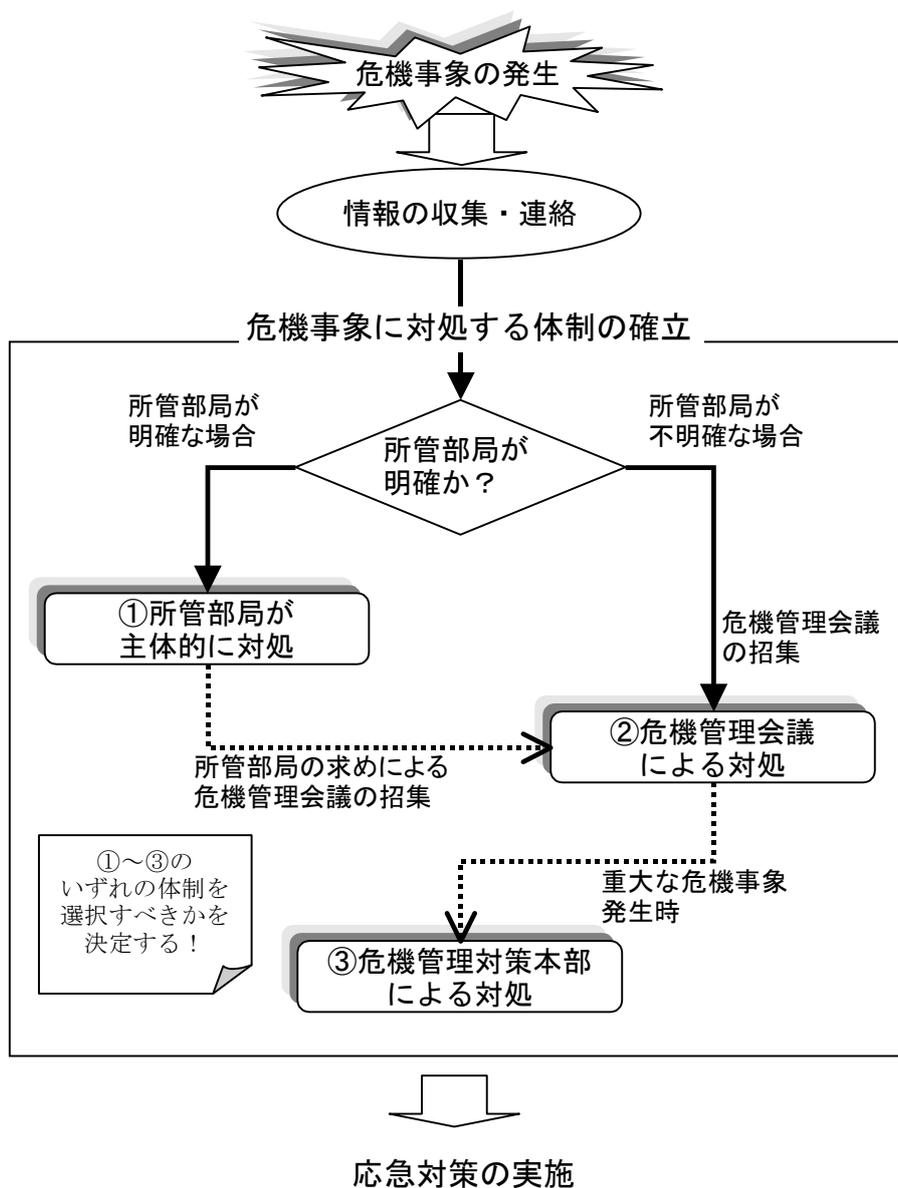
区 分	招集・設置の判断権者	備 考
①各部局のみ による対処	各部局の長	軽微な場合を除き、対処状況につき、危機管理部へ報告
②危機管理会議 による対処	政策監（県土強靱化・ 危機管理担当）・危機 管理部長	各部局からの危機管理 会議招集要請は可能
③危機管理対策本部 による対処	知事・政策監（県土強 靱化・危機管理担当） ・危機管理部長	重大な危機事象発生時 に設置

(イ) 職員の動員

対策本部等における職員の動員については、当初から可能な限りの人員を投入し、事態を正確に把握できた時点で、適切な人員に縮小するなどの措置をとることを基本とする。

(ウ) 各部局の役割分担

危機管理対策本部設置時における各部局の具体的な役割分担については、所管業務との関連や、「徳島県災害対策本部運営規程」を参考にして、危機管理対策本部において決定するものとする。



図：危機事象に対処する体制の確立のためのフロー図

(2) 応急の対処

ア 対処方針の決定

対策本部等は、応急対策の内容や実施担当部署を定める対処方針を速やかに検討し、その内容を決定・公表するものとする。

また、対処方針の決定に際して、専門的な知識が必要となる場合には、危機管理アドバイザー等から助言を活用するものとする。

なお、危機管理対策本部を設置していない場合においても、重要な方針の決定に際しては、知事に報告する。

イ 応急対策の実施

応急対策の実施担当となった部局は、決定した対処方針に基づき、県民の生命と財産等の確保を最優先とし、国、市町村等関係機関との連携・協力のもと、避難誘導、救助、被害拡大防止などの応急対策を実施する。

また、応急対策の進捗状況については、定期的に、対策本部等へ報告するものとする。

(3) 広報活動の実施

対策本部等は、速やかに広報の担当を設置し、県民やマスコミからの問い合わせや取材に対処できる体制を確保する。

また、事態が深刻な場合等においては、知事戦略局副室長と連携し、知事、政策監（県土強靱化・危機管理担当）等の記者会見を開催するなど、迅速な情報提供を行うものとする。

4 事後対策

(1) 安全確認

対策本部等は、危機事象による県民への被害の拡大がなくなり、応急対策がおおむね完了したときは、できうる限り速やかに安全性の確認を行い、報道機関等へ情報提供するなどにより、県民への周知に努めるものとする。

(2) 復旧対策の実施

対策本部等は、安全確認後、県民の生活や経済活動等への影響を最小に抑えるため、被害者や企業、市町村の復旧のための支援策を実施する。

その際、復旧対策が適切に実施できるよう、体制を適宜見直すものとする。

(3) 危機管理対応の検証

ア 検証

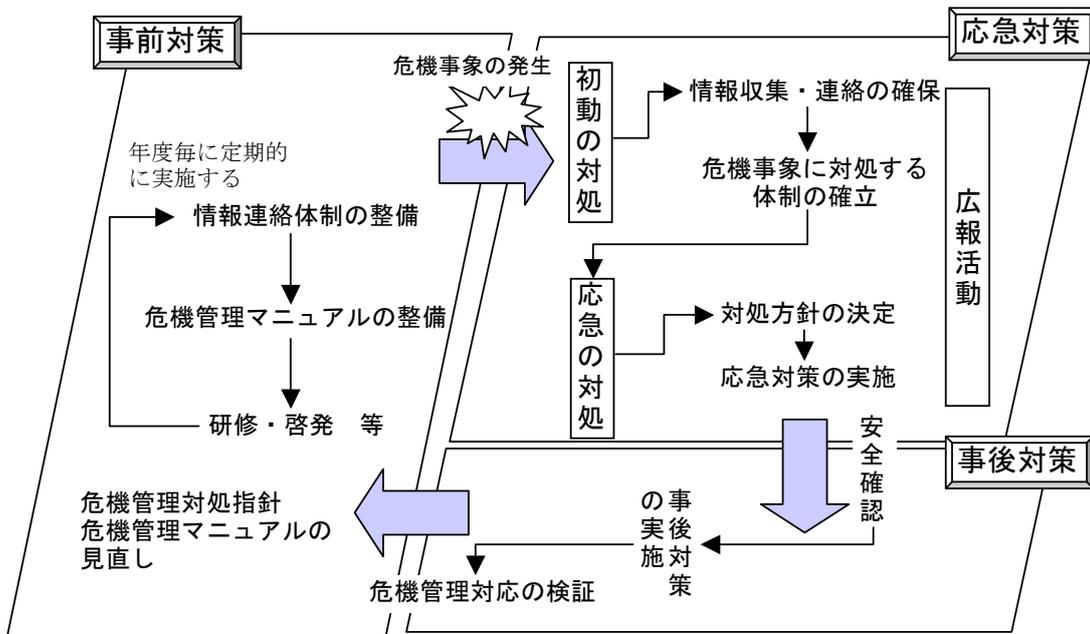
危機管理会議は、危機事象の発生原因や課題を整理するとともに、危機管理対応についての検証を行い、反省点の抽出や改善策の検討を行うものとする。

イ 再発防止策の検討

危機管理会議又は各部局は、再発防止策の検討を行うものとする。

ウ 危機管理マニュアルの見直し

危機管理会議又は各部局は、危機管理対応の検証結果に基づき、本指針や危機管理マニュアルの改善・見直しを行うものとする。



図：危機管理対応の全体像

第4 危機管理調整費

1 危機管理調整費の設置

危機事象発生時において、応急対策の迅速な実施に際し、緊急に必要なとなる経費に充当するため、危機管理部に、危機管理調整費を置く。

2 危機管理調整費の執行

危機管理調整費は、以下の手続により執行するものとする。

- ① 危機管理会議は、危機事象発生時において、応急対策に緊急に必要なとなる経費について協議を行う。
- ② 政策監（県土強靱化・危機管理担当）は、危機管理会議の意見を参考にして、危機管理調整費からの支出を決定する。
- ③ 初動応急対策を実施する部局は、危機管理部から予算の配当替えを受け、迅速に初動応急対策を実施する。

資料①

令和 年度緊急連絡網

徳島県危機管理会議

(部外秘)

部 局 名	連絡順位	役 職	氏 名	携帯電話番号	住 所
		知事			
		秘書			
		副知事			
		秘書			
		副知事			
		秘書			
		政策監 (DX・人材確保担当)			
		連絡窓口			
		政策監 (県土強靱化・危機管理担当)			
		連絡窓口			
		危機管理部長			
		危機管理部副部長			
		危機管理部副部長			
		危機管理部次長			
知事戦略局	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
企画総務部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
生活環境部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
こ ど も 未 来 部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
保健福祉部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				

部 局 名	連絡順位	役 職	氏 名	携帯電話番号	住 所
経済産業部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
農林水産部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
県土整備部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
南部総合 県民局	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
西部総合 県民局	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
企業局	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
病院局	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
教育委員会	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
警察本部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				

緊急連絡先

危機管理部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				

資料②

危機管理マニュアル基本シート（1 / 2）

整理番号

危機事象名	
対応マニュアル	
作成時期	
関連法令	
所管省庁	
県担当部局	
連携部局	
関係機関	
県の責務	
必要な庁内の協力体制	
事前対策	

危機管理マニュアル基本シート（2 / 2）

整理番号

危機事象名	
応 急	
初動	
応急	
広報	
事 後 対 策	

資料③

徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に備え、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守るため、危機管理を統括する政策監（県土強靱化・危機管理担当）の下に「徳島県危機管理会議（以下「危機管理会議」という）を設置する。

(所管事項)

第2条 危機管理会議は、前条の目的を達成するため、全庁における危機管理体制の強化を目指して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 全庁的な危機管理体制の構築
- (2) 危機管理対処指針の策定及び見直し
- (3) 危機管理意識の向上に係る研修や啓発
- (4) 危機事象発生時における助言・支援等

(危機管理主任者)

第3条 危機管理における庁内体制の整備を図るため、各部局に危機管理を統括する危機管理主任者を置く。

- 2 危機管理主任者は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 危機管理会議は、常設の組織とする。

- 2 危機管理会議は、危機管理を統括する政策監（県土強靱化・危機管理担当）が主管する。
- 3 危機管理会議は、危機管理部長、危機管理監、各部局の危機管理主任者及び別表2に掲げる者をもって構成し、政策監（県土強靱化・危機管理担当）に事故あるときは危機管理部長が職務を代理する。
- 4 危機管理会議の座長は、危機管理部長をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、主管又は座長が招集する。

2 主管又は座長が必要と認めたときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(危機管理連絡会議)

第6条 危機管理会議で決定された事項等についての事務調整や、危機管理会議での協議事項の事前調整など、危機事象対応のための全庁的な事務調整や複数の部局間調整等を迅速かつ円滑に行うため、危機管理会議に危機管理連絡会議を置く。

2 危機管理連絡会議は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。

3 危機管理連絡会議は、危機管理部副部長が主宰する。

4 危機管理連絡会議は、危機管理部副部長又は危機管理部次長が招集する。

5 危機管理部副部長又は危機管理部次長が必要と認めたときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 危機管理会議の事務局は、危機管理部危機管理政策課におく。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、危機管理会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

危機管理部	危機管理部次長 (危機管理政策課長事務取扱)
企画総務部	政策企画課長
観光スポーツ 文化部	にぎわい政策課長
生活環境部	生活環境政策課長
こども未来部	こども未来政策課長
保健福祉部	保健福祉政策課長
経済産業部	経済産業政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
企業局	経営企画課長
病院局	総務課長
教育委員会	教育政策課長
南部総合県民局	地域創生防災部長
西部総合県民局	地域創生観光部長

別表 2 (第 4 条関係)

危機管理部副部長
警察本部警備部警備課長
知事戦略局副室長

別表 3 (第 6 条関係)

危機管理部	副部長 次長 (危機管理政策課長事務取扱) 危機管理政策課副課長
知事戦略局	副室長
企画総務部	政策企画課副課長
観光スポーツ 文化部	にぎわい政策課副課長
生活環境部	生活環境政策課副課長
こども未来部	こども未来政策課副課長
保健福祉部	保健福祉政策課副課長
経済産業部	経済産業政策課副課長
農林水産部	農林水産政策課副課長
県土整備部	県土整備政策課副課長
企業局	経営企画課副課長
病院局	総務課副課長
教育委員会	教育政策課副課長
南部総合県民局	地域創生防災部次長
西部総合県民局	地域創生観光部次長
警察本部警備部	警備課災害対策官

資料④

徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民の生命や財産等に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じるおそれがある危機事象に対し、全庁的に的確かつ迅速に対応する組織である徳島県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対策本部の設置)

第2条 知事は、前条に定める危機事象に対し、全庁的に的確かつ迅速に対応する必要があると認めるときは、対策本部を設置することができる。

(所管事項)

第3条 対策本部は次の事項を所管する。

- (1) 危機事象に関する情報収集及び分析
- (2) 危機事象に対する応急対策の決定及び実施
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 県民に対する情報提供
- (5) その他危機事象に対応するための重要事項

(組織)

第4条 対策本部長は、知事をもって充て、対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 対策副本部長は、副知事、政策監及び警察本部長をもって充て、対策本部長を助ける。
- 3 対策本部長に事故あるときは、副知事、政策監、危機管理部長の順位により、その職務を代理する。
- 4 対策本部員は、別表に掲げる者をもって充て、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第5条 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に所属すべき対策本部員は、対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、対策本部長が指名する対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地危機管理本部)

第6条 対策本部長は、必要があると認めるときは、現地危機管理本部を置くことができる。

(対策本部会議)

第7条 対策本部会議は、対策本部長が招集する。

- 2 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 対策本部長が必要と認めたときは、対策本部会議に前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は、危機管理部とする。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営その他の必要な事項は、対策本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

対策本部員	知事戦略局長
〃	危機管理部長
〃	危機管理監
〃	企画総務部長
〃	企画総務部広域行政担当部長
〃	観光スポーツ文化部長
〃	生活環境部長
〃	生活環境部交通・生活安全担当部長
〃	こども未来部長
〃	保健福祉部長
〃	経済産業部長
〃	経済産業部商流・交流担当部長
〃	農林水産部長
〃	県土整備部長
〃	県土整備部プロジェクト担当部長

- 〃 企業局長
- 〃 病院局長
- 〃 教育長
- 〃 会計管理者
- 〃 南部総合県民局長
- 〃 西部総合県民局長

徳島県災害対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島県災害対策本部条例（昭和37年徳島県条例第30号）第5条に基づき、徳島県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部は、その事務を処理するため、統括司令室、実行部、支部、地方連絡部及び現地災害対策本部により構成する。

(本部)

第3条 災害対策を円滑に実施するため徳島県防災・危機管理センター（以下「センター」という。）に本部を設置する。

- センターに本部が設置できないときは、徳島県徳島中央警察署（徳島市）（以下「徳島中央警察署」という。）に本部を設置する。
- 前項に規定する場合において、徳島中央警察署に本部が設置できないとき、又は西部総合県民局において、発災後30分経過後も、センター若しくは徳島中央警察署に本部が設置されたことの確認ができないときは、本部を西部総合県民局美馬庁舎（美馬市）に設置する。
- 前項の規定により西部総合県民局美馬庁舎に本部を設置した後に、センター又は徳島中央警察署における本部の設置が確認されたときは、西部総合県民局美馬庁舎の本部は廃止する。
- 第3項に規定する場合において、西部総合県民局美馬庁舎に本部が設置できないときは、県立防災センター・消防学校（北島町）に本部を設置する。

(副本部長)

第4条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事、政策監及び警察本部長の職にある者をもって充てる。

- 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐する。
- 本部長に事故があるときは、副知事、政策監、危機管理部長の順位により、その職務を代理する。ただし、前条第3項の場合においては、本部長又は副知事、政策監、危機管理部長の安全が確認されるまでの間、西部総合県民局長が本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、政策監補、徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）第17条に基づく部長、広域行政担当部長、交通・生活安全衛生担当部長、商流・交流担当部長、プロジェクト担当部長及び知事戦略局長の職にある者、危機管理監、会計管理者、企業局長、病院局長及び教育長をもって充てる。

(本部会議)

第6条 本部長は、災害対策の基本方針及び重要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて本部会議を開催する。

- 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び支部長（第15条第1項に規定する支部長をいう。）をもって構成する。
- 本部会議は、本部長が主宰する。
- 本部会議には、必要に応じて統括司令室又は実行部の班長が出席し、状況の説明に当たるものとする。
- 本部長は、必要がある場合は、本部会議に関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
- 本部長は、必要があると認めるときは、職員を防災関係機関等に派遣し、情報の収集及び連絡調

整に当たらせることができる。

(統括司令室)

第7条 本部長を補佐し、災害応急対策の方針立案に関する総合調整及び防災関係機関等との連絡調整等を行うため、統括司令室を置く。

- 2 統括司令は、政策監の職にある者をもって充てる。
- 3 副統括司令は、危機管理部長の職にある者をもって充てる。副統括司令は統括司令を補佐し、統括司令に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 第3条第3項又は同条第5項に規定する拠点に本部が設置されたときは、西部総合県民局長又は防災人材育成センター所長が第1項に規定する業務を実施するために必要な指示を行うことができる。
- 5 統括司令室に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部の部長等は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

部	部 長	
統 合 作 戦 部	作戦司令	危 機 管 理 監
	統合司令	危 機 管 理 部 長
渉 外 ・ 市 町 村 支 援 部	企 画 総 務 部 長	
広 報 部	知 事 戦 略 局 長	
調 達 部	企 画 総 務 部 長	

※統合作戦部に救助・救出活動等に関する作戦立案、部隊運用等を統括する作戦司令とそれ以外の災害応急対策を統括する統合司令を置く。

※災害対策本部の運営体制については、別紙のとおりとする。

- 6 統括司令室の編成及び分掌事務については、別表第1のとおりとする。

(実行部)

第8条 本部に次の表の左欄に掲げる実行部を置き、当該部の部長は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

実 行 部	部 長
知 事 戦 略 局	知 事 戦 略 局 長
危 機 管 理 部	危 機 管 理 部 長
企 画 総 務 部	企画総務部広域行政担当部長
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部 長
生 活 環 境 部	生 活 環 境 部 長 生活環境部交通・生活安全担当部長
こ ど も 未 来 部	こ ど も 未 来 部 長
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 部 長

経 済 産 業 部	経 済 産 業 部 長 経済産業部商流・交流担当部長
農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長
県 土 整 備 部	県 土 整 備 部 長 県土整備部プロジェクト担当部長
出 納 部	会 計 管 理 者
企 業 部	企 業 局 長
病 院 部	病 院 局 長
教 育 部	教 育 部 長
警 察 部	警 察 本 部 長

2 前項に規定する実行部に班を置く。実行部の編成及び分掌事務については、別表第2のとおりとする。

(防災対策責任者会議)

第9条 災害対策本部等が設置された場合において、災害対策本部等の運営や体制、本部会議で決定された事項等についての事務調整、本部会議協議事項の事前調整など、全庁的な事務調整や複数の部間の調整等を、迅速かつ円滑に行う必要がある場合には、統括司令は、防災対策責任者会議を設置することができる。

- 2 防災対策責任者会議は、統合作戦部長、渉外・市町村支援部長、広報部長、調達部長、危機管理部副理事・副部長、危機管理政策課長、防災対策推進課長及び防災対策責任者をもって構成する。
- 3 防災対策責任者会議は、統括司令が主宰し、必要がある場合には、関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
- 4 防災対策責任者会議には、必要に応じて第8条に定める各班の班長や担当者が出席し、状況の説明に当たるものとする。

(防災対策責任者)

第10条 防災対策責任者は、次の表の職にある者をもって充てる。

所 属 名	防 災 対 策 責 任 者	所 属 名	防 災 対 策 責 任 者
知 事 戦 略 局	秘 書 室 長	農 林 水 産 部	農 林 水 産 政 策 課 長
企 画 総 務 部	政 策 企 画 課 長	県 土 整 備 部	県 土 整 備 政 策 課 長
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	に ぎ わ い 政 策 課 長	出 納 局	出 納 局 副 局 長 (会 計 課 長 事 務 取 扱)
生 活 環 境 部	生 活 環 境 政 策 課 長	企 業 局	経 営 企 画 課 長
こ だ も 未 来 部	こ だ も 未 来 政 策 課 長	病 院 局	総 務 課 長
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 政 策 課 長	教 育 委 員 会	教 育 政 策 課 長
経 済 産 業 部	経 済 産 業 政 策 課 長	警 察 本 部	警 備 課 長

(応急対策班)

第11条 第8条に定める実行部から次表に掲げる応急対策班を組織し、本部設置と同時にセンターに服務するものとする。ただし、本部長が必要と認めたときは第8条第2項に規定する他の班のうちから応急対策班を別に組織するものとする。

所 属 実 行 部	応 急 対 策 班 名
保 健 福 祉 部	保 健 医 療 福 祉 調 整 班
県 土 整 備 部	公 共 土 木 対 策 班
	道 路 班

- 2 応急対策班の班長は、原則として第8条第2項に定める班の班長をもって充てる。
- 3 応急対策班は、所属部その他関係方面との連絡に当たるとともに、情報を収集し、災害応急対策の任務に当たるものとする。
- 4 センター従事者は、センターと所属との連絡調整等の任務に当たるものとする。

(本部連絡責任者)

第12条 センターに次表に掲げる本部連絡責任者を置く。

実行部・支部	本部連絡責任者	実行部・支部	本部連絡責任者
知 事 戦 略 局	副 室 長	県 土 整 備 部	県 土 整 備 政 策 課 副 課 長
危 機 管 理 部	危 機 管 理 政 策 課 副 課 長	出 納 局	会 計 課 副 課 長
企 画 総 務 部	政 策 企 画 課 副 課 長	企 業 局	経 営 企 画 課 副 課 長
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	に ぎ わ い 政 策 課 副 課 長	病 院 局	総 務 課 副 課 長
生 活 環 境 部	生 活 環 境 政 策 課 副 課 長	教 育 委 員 会	教 育 政 策 課 副 課 長
こ ど も 未 来 部	こ ど も 未 来 政 策 課 副 課 長	警 察 本 部	警 備 課 課 長 補 佐
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 政 策 課 副 課 長	南 部 支 部	地 域 創 生 防 災 部 次 長
経 済 産 業 部	経 済 産 業 政 策 課 副 課 長	西 部 支 部	地 域 創 生 観 光 部 次 長
農 林 水 産 部	農 林 水 産 政 策 課 副 課 長	東 部 支 部	次 長 (東部県土整備局)

- 2 本部連絡責任者は、センターにおいて服務するものとする。
- 3 本部連絡責任者は、統括司令室と実行部・支部との連絡調整及び実行部・支部に関する情報収集並びに統括司令室への報告等の任務に当たるものとする。

(本部連絡責任者会議)

- 第13条 本部会議による決定事項等についての全庁的な調整や複数の部間の調整等を、迅速かつ円滑に行うため、統合作戦部作戦司令または統合作戦部統合司令は、本部連絡責任者会議を設置する。
- 2 本部連絡責任者会議は、統合作戦部の部長及び各班長並びに本部連絡責任者をもって構成する。
 - 3 本部連絡責任者会議は、統合作戦部作戦司令または統合作戦部統合司令が主宰し、必要がある場合には、関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
 - 4 本部連絡責任者会議には、必要に応じ部の班長や担当者が出席し、状況の説明に当たるものとする。

(支部)

- 第14条 本部長は、地域の総合的応急対策の推進を図るため必要があると認めるときは、支部を判断により置くことができる。ただし、県内で震度6弱以上の地震が発生したとき、又は県沿岸に大津波警報が発表されたときは、各支部は自動設置されるものとする。
- 2 支部の名称、設置場所及び所管区域は次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所	所 管 区 域
東 部 支 部	東 部 県 土 整 備 局	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
南 部 支 部	南 部 総 合 県 民 局	阿南市 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町
西 部 支 部	西 部 総 合 県 民 局	美馬市 三好市 つるぎ町 東みよし町

(支部長、副支部長)

- 第15条 支部に支部長を置き、総合県民局長及び東部県土整備局長の職にある者をもって充てる。
- 2 南部及び西部支部の支部長は、支部における災害に関する情報の管理及び災害応急対策を実施する。東部支部においては、支部長又は副支部長が、それぞれ所管する局における災害に関する情報の管理及び災害応急対策を実施する。
 - 3 副支部長を各支部に置き、南部及び西部支部にあっては支部長があらかじめ指名する者を、東部支部においては、東部県税局長、東部保健福祉局長及び東部農林水産局長をもって充てる。
 - 4 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理する。

(実施班)

- 第16条 各支部に属する機関として、実施班を置く。
- 2 実施班の名称、実施班長及び分掌事務は別表第3のとおりとする。ただし、支部長が認めるときは、その他の実施班を指名し、加えることができる。

(支部会議)

- 第17条 災害応急対策の検討、総合調整及び連絡調整を行うため、支部に支部会議を置く。
- 2 支部会議は、支部長、副支部長及び実施班長をもって構成する。
 - 3 支部会議は、支部長が主宰する。
 - 4 支部長は、必要がある場合は、支部会議に関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。

- 5 支部長は、支部会議において決定した事項については、特に重要又は異例に属する事項については、本部長に報告し、又は指示を求めるものとする。

(支部事務局)

第18条 支部の事務を処理するために、支部に支部事務局を置く。

- 2 支部事務局は、災害に関する諸情報の一元化を図り、災害業務の総合調整を行う。
- 3 支部事務局に局長及び局員を置く。
- 4 局長は南部支部にあつては地域創生防災部長を、西部支部にあつては地域創生観光部長を、東部支部にあつては東部県土整備局の次長のうちから支部長があらかじめ指名する職員を充てる。また局員は、南部支部にあつては地域創生防災部の職員を、西部支部にあつては地域創生観光部の職員を、東部支部にあつては東部支部に属する職員のうちから、支部長があらかじめ指名する者をもって充てる。ただし、局長が認めたときは、第16条に規定する各実施班の職員のうちから局員を指名し、増員する。

(本部初動要員)

第19条 本部の初動体制確立及び初動・応急対応業務のため、センター、県立防災センター・消防学校及び西部総合県民局美馬庁舎に本部初動要員を置く。

- 2 本部初動要員は、センター、県立防災センター・消防学校及び西部総合県民局美馬庁舎の近隣に居住する職員のうちから、知事が指名する。

(現地災害対策本部)

第20条 本部長は、大規模又は激甚な災害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現对本部」という。）を置くものとする。

- 2 現对本部及びその所管区域は、災害が発生した地域の実情に応じて、その都度本部長が決定する。

(現地災害対策本部の構成)

第21条 現对本部に現地災害対策本部長（以下「現对本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現对本部員」という。）を置く。

- 2 現对本部長及び現对本部員は、本部長がその都度指名する。
- 3 現对本部長は、現地災害応急対策を実施するとともに、本部長の命を受けたときは、本部長の権限に属する事務の一部を代行する。

(現地災害対策本部会議)

第22条 災害応急対策の検討、総合調整及び連絡調整を行うため、現对本部に現地災害対策本部会議（以下「現对本部会議」という。）を置く。

- 2 現对本部会議は、現对本部長及び現对本部員をもって構成する。
- 3 現对本部会議は、現对本部長が主宰する。
- 4 第17条第4項及び第5項の規定は、現对本部について準用する。

(地方連絡部)

第23条 本部長は、災害に関し、国会、中央官庁その他関係方面との連絡事務等の円滑な処理を行うため必要があると認めるときは、地方連絡部を置く。

- 2 地方連絡部の名称、位置、地方連絡部長及び分掌事務は別表第4のとおりとする。

(配備体制等)

第24条 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、別表第5の配備体制・動員体制によるものとする。

- 2 危機管理部長は、別表第5の第1非常体制及び第2非常体制の配備体制において、災害に関する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため、必要があると認め

るときは、連絡本部又は警戒本部を設置するものとする。

- 3 連絡本部及び警戒本部の設置については、次のとおりとする。
 - (1) 連絡本部は、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要がある場合に置き、連絡本部長には防災対策推進課長を、本部員には危機管理部の職員をもって充てる。
 - (2) 警戒本部は、特に警戒を要する場合に置き、警戒本部長には危機管理部長を、本部員には危機管理部の職員及び関係課の課員をもって充てる。
 - (3) 前各号の連絡本部長及び警戒本部長は、防災対策推進課長及び危機管理部長がそれぞれ代理者を指名することができる。
 - (4) 連絡本部長及び警戒本部長は、必要があると認めるときは、本部員を防災関係機関等に派遣し、情報の収集及び連絡調整に当たらせることができる。
- 4 総合県民局長、東部県土整備局長は、別表第5の第2非常体制の配備体制において、災害に関する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため、必要があると認めるときは、警戒支部を設置するものとする。
- 5 警戒支部の設置については、次のとおりとする。
 - (1) 警戒支部は、特に警戒を要する場合に置き、警戒支部長には総合県民局長、東部県土整備局長を、警戒支部員には第16条に規定する各実施班の職員をもって充てる。
 - (2) 前号の警戒支部長は、状況に応じて代理者を指名することができる。
 - (3) 警戒支部長は、必要があると認めるときは、支部員を市町村に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。

(配備編成計画等)

- 第25条 各部長及び支部長は、災害応急対策を円滑に行うため、別表第1、別表第2及び別表第3の体制ごとに、所属する職員の配備編成計画等をあらかじめ別表第6の様式により整備するものとする。
- 2 配備編成計画等は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても所属する職員が迅速に対応できるように職員の居住地等を考慮して整備するものとする。

(補則)

- 第26条 この規程の定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別に本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年8月5日から施行する。
- 2 徳島県災害対策本部運営規程（昭和50年設置）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成7年11月21日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成25年3月21日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和元年5月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和元年12月19日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和3年3月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和3年11月25日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和5年5月17日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和5年6月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和6年7月8日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

☆:班長

室	部	班	担当課	分掌事務
統括司令室	統合作戦部	作戦立案班		
		防災対策推進課	・災害対策本部の設置及び廃止の検討・運営に関すること	
			・現地災害対策本部の設置・運営に関すること	
			・自衛隊災害派遣要請に関すること	
			・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること	
			・災害応急対策に係る統括司令室の運営に関すること	
			・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に関すること	
			・ライフライン復旧(電気、通信、ガス)の調整に関すること	
			・防災関係機関との合同会議の開催に関すること	
			・災害対策基本法第60条第6項の規定による避難指示に関すること	
			・被災市町村への要員の派遣の要否の決定に関すること	
			・国現地対策本部との連絡調整に関すること	
			・国への要望に関すること	
			・緊急通行車両証明書の発行に関すること	
		情報収集・分析班		
		防災対策推進課	・災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関すること	
			・重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関すること	
			・災害対策本部各々が収集した情報の整理、分類及び評価に関すること	
			・関係機関等からの情報の収集、整理、及び記録に関すること 消防機関、警察等からの被害状況等 交通(道路鉄道等)の規制、運行等 ライフライン(電気ガス水道通信)の被害状況及び復旧状況等	
			・気象状況等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関すること	
・被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること				
・県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関すること				
・災害即報の消防庁への報告に関すること				
・JAXAへの緊急観測要請に関すること				
安否確認班				
防災対策推進課	・安否不明者等の確認に関すること			
	・安否不明者等の公表名簿の作成に関すること			
	・受付窓口の設置及び公表内容の更新に関すること			
	・部内の実施事項の応援に関すること			
通信班				
防災対策推進課	・県総合情報通信ネットワークシステムに関すること			
	・災害用通信・情報収集設備の機能確保に関すること			
	・災害対策本部室の映像機器等運用に関すること			
	・通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関すること			
災害救助班				
被災者支援推進室	・災害救助法の適用に関すること			
	・災害救助法に関する国との調整及び救助費の精算に関すること			
	・災害救助法に基づく救助を市町村長が行うこととする通知及び告示に関すること			
	・災害救助法に係る市町村への指導に関すること			
	・被災者生活再建支援法の適用に関すること			
	・激甚災害指定に関すること			

別表第1

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

☆:班長

室	部	班	担当課	分掌事務			
統括司令室	統合作戦部	被災者支援班					
			被災者支援推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営支援に関すること ・避難所外避難者への支援に関すること ・広域避難に関すること ・災害中間支援組織との連携に関すること ・災害ケースマネジメントの実施の調整に関すること ・関係部局・関係団体との被災者支援に関する連絡調整に関すること ・県内外からの民間団体等の支援活動の調整に関すること ・被災者支援に係る情報連携会議の開催に関すること ・生活再建に向け市町村が設置する「総合相談窓口」への支援に関すること 			
		救援物資調整班					
			被災者支援推進室☆	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の総合調整に係る企画及び立案に関すること ・広域物資輸送拠点の運営に関すること ・救援物資受入れに関する国や他の自治体等との調整に関すること ・救援物資に係る被災市町村との調整に関すること 			
			経済産業政策課 企業支援課 農林水産政策課 みどり戦略推進課 経営推進課 水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等物資の供給に係る要請、供給調整及び斡旋に関すること ・調理飲食物の供給に係る要請、供給調整及び斡旋に関すること ・応急食料の供給に係る要請、供給調整及び斡旋に関すること ・副食調味料の供給に係る要請、供給調整及び斡旋に関すること ・燃料の確保に関すること ・義援物資に関すること 			
			観光誘客課 交通政策課 経済産業政策課 港湾政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の緊急輸送等に係る要請及び調整に関すること 			
		統括司令室	統合作戦部	部隊運用班			
					消防保安課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防応援活動調整本部の活動・調整に関すること ・消防庁との調整に関すること ・消防防災ヘリ等の運用・調整に関すること ・各消防本部との調整に関すること ・自衛隊・警察・海保等防災関係機関との調整に関すること ・救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関すること ・航空運用調整班の設置及び運営に関すること 	
				(設置の場合) 部隊運用班内 航空運用調整班			
					消防保安課 (消防防災航空隊)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害現地対策本部との連携 ・航空機を必要とする災害状況の把握及び航空機の調整に関すること ・航空機の安全運航に関する調整に関すること ・航空機の参集場所(空港、場外離着陸場)及び活動拠点等の調整に関すること ・燃料補給体制の調整に関すること ・場外離着陸場及び活動拠点等での地上支援活動の調整に関すること 	

別表第1

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

☆:班長

室	部	班	担当課	分掌事務		
統括司令室	統合作戦部	ロジスティック班				
		危機管理政策課	・防災・危機管理センターの設置・運営に関すること			
			・職員参集に関すること			
			・災害対応の記録に関すること			
			・写真等による情報の収集及び記録対応に関すること			
			・被災の記録及び資料収集に関すること			
		応援・受援調整班				
		危機管理政策課	・国、全国知事会、関西広域連合、鳥取県等への応援要請及び、その受援調整に関すること			
			・応援・受援に係る全体調整に関すること			
		渉外・市町村支援部	渉外班			
地域連携課☆	・国(皇族舎)や他の都道府県との渉外対応に関すること					
	・災害見舞及び視察者に関すること					
	・被災地の視察、慰問、激励等の対応に関すること					
	・他都道府県の職員の視察に関すること					
	・大臣等主要来県者の接遇に関すること					
	・他都道府県の議員の視察に関すること					
	・他の都道府県からの災害見舞金に関すること					
議会事務局総務課	・他都道府県の議員の視察に関すること					
知事戦略局	・海外からの見舞い及び支援助物資等への対応に関すること					
	・外国からの視察に関すること					
市町村支援班						
市町村課☆	・市町村からの県に対する要請(要望)窓口に関すること					
	・市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援及び受援の調整に関すること					
	・住基ネットに関すること					
	・市町村行財政等への支援に関すること					
情報政策課	・市町村情報ネットワークの被害状況の把握及び復旧の応援に関すること					
	・徳島県自治体情報セキュリティクラウドに関すること					
	・Tokushima Free Wi-Fi(とくしま無料Wi-Fi)に関すること					
広報部	広報班					
	知事戦略局☆	・災害時の広報に関すること				
		・知事の記者会見に関すること				
		・県ホームページ、SNSによる広報の発信に関すること				
		・報道機関への被害状況等情報提供に関すること				
		・報道機関からの取材対応に関すること				

別表第1

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

☆:班長

室	部	班	担当課	分掌事務
統括司令室	調達部	総務班		
		法制監察課	・災害対応従事者の食料・トイレ・寝具等、後方支援に関すること	
	職員班			
	人事課☆	・職員参集・応援に関すること		
		・職員の安否確認に関すること		
		・部局をまたがる職員応援に関すること		
		・職員の災害派遣に関すること		
		・職員の罹災状況に関すること		
	職員厚生課	・職員の健康管理に関すること		
		・職員の災害補償等に関すること		
		・職員の惨事ストレス対策に関すること		
	庁舎管理・財務班			
	管財課☆	・県庁舎(万代庁舎)の安全・機能確保に関すること		
		・県庁舎(万代庁舎)のライフライン機能等の確保に関すること		
		・万代庁舎自衛消防組織及び災害避難応援隊の活動に関すること		
		・来庁者(避難者含む)の安全確保に関すること		
		・県庁舎(万代庁舎)及び合同庁舎の被害状況の把握及び応急機能確保に関すること		
		・災害救助物資等の購入に関すること		
		・本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関すること		
	行政DX推進室	・県庁総合サービスネットワークの被害状況の把握及び復旧に関すること		
・県庁舎の情報システムの確保に関すること				
財政課	・災害時の県の財務管理に関すること			
	・災害対策の予算措置に関すること			

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

☆:班長

部	班	担当課	分掌事務	
知事戦略局	知事戦略局班			
	知事戦略局		・公室内の被害状況収集に関すること	
			・知事、副知事秘書に関すること	
			・公室内の連絡調整に関すること	
危機管理部	危機管理統括班			
	危機管理政策課		・部内の被害状況収集に関すること	
			・政策監秘書に関すること	
			・部内の連絡調整に関すること	
	消防保安班			
	消防保安課		・危険物施設及び高圧ガス施設等の災害対策に関すること	
	防災センター班			
	防災人材育成センター		・県立防災センター及び消防学校の被害状況の把握及び応急機能確保措置に関すること	
	企画総務部	企画総務統括班		
		政策企画課		・部内の被害状況収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること	
総務班				
税務課☆			・災害による県税の減免に関すること	
			・市町村の罹災証明書発行業務の支援に関すること	
			・税務相談に関すること	
議会事務局総務課			・議員との連絡等に関すること	
			・議会の会議に関すること	
観光スポーツ文化部		観光スポーツ文化統括班		
	にぎわい政策課☆		・部内の被害状況の収集に関すること	
			・部内の連絡調整に関すること	
	文化の森振興センター		・文化の森各館の災害対策に関すること	
	観光対策班			
	観光企画課		・観光施設等の災害対策に関すること	
			・観光事業者の事業継続に関すること	
	航空政策班			
	観光誘客課		・公共交通機関(航空機)の被害状況調査に関すること	
			・災害輸送用航空機の確保に関すること	
文化財班				
文化資源活用課		・文化財の被害調査に関すること		
		・文化財の応急対策に関すること		

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

☆:班長

部	班	担当課	分掌事務
生活環境部	生活環境統括班		
		生活環境政策課	・部内の被害状況の収集に関すること ・部内の連絡調整に関すること
	国際対策班		
		多文化共生・人権課	・罹災外国人の援護に関すること
	総合案内班		
		県民ふれあい課	・被災者等からの相談、苦情、要望等の総合案内窓口に関すること ・県民からの問合せ窓口(コールセンター)開設に関すること
	労働雇用班		
		労働雇用政策課	・雇用機会・労働条件に関すること ・雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること
	交通政策班		
		交通政策課	・公共交通機関(航空機除く)の被害状況調査に関すること ・災害輸送用車両の確保に関すること
	生活環境対策班		
		環境指導課☆	・被災市町村の一般廃棄物(ごみ・し尿)処理施設の復旧に必要な支援等に関すること ・被災市町村の一般廃棄物(ごみ・し尿・災害廃棄物)処理の広域調整に関すること ・被災建物の解体・撤去(公費解体を含む)に関すること
		環境管理課長	・大気汚染及び水質汚濁に係る発生源監視に関すること
	衛生班		
		安全衛生課☆	・食品衛生の確保に関すること ・遺体収容に関すること ・遺体袋、棺、ドライアイス等の調達に関すること ・火葬及び仮埋葬に関すること ・ねずみ族・こん虫等の駆除に関すること ・環境衛生施設の災害対策及び衛生維持に関すること
		食肉衛生検査所	・と畜場、食鳥処理施設の被害調査に関すること
		動物愛護管理センター	・被災動物の救援に関すること
	消費者対策班		
		消費者政策課	・災害時のデマ・詐欺等消費者被害防止に関すること

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

☆:班長

部	班	担当課	分掌事務	
こども未来部	こども未来統括班			
		こども未来政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の被害状況の収集に関すること ・私立学校の被害状況調査及び応急教育に関すること ・部内の連絡調整に関すること 	
	子育て応援班			
		子育て応援課☆	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災児童(保育所等)の援護に関すること ・児童福祉施設(保育所等)の災害対策に関すること 	
		こども家庭支援課 中央こども女性相談センター 南部こども女性相談センター 西部こども女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災母子世帯等の援護に関すること ・罹災児童(要保護・要支援児童等)の援護に関すること ・児童福祉施設(放課後児童クラブ、児童養護施設等)の災害対策に関すること 	
	保健福祉部	保健福祉統括班		
			保健福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の被害状況の収集に関すること ・部内の連絡調整に関すること
		保健医療福祉調整班(総括)		
			保健福祉政策課☆	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉活動の総合調整に関すること ・災害時コーディネーターの総括に関すること ・災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受入・活動調整に関すること ・災害福祉支援ネットワークに関すること
			保健福祉政策課 健康寿命推進課	・災害時保健衛生コーディネーターに関すること
		医療政策課	・災害医療コーディネーターに関すること	
		薬務課	・災害時薬務コーディネーターに関すること	
		長寿いきがい課	・災害時介護福祉コーディネーターに関すること	
		障がい福祉課		
保健医療福祉調整班(避難者支援)				
		保健福祉政策課☆	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師等の派遣に関すること ・避難所等の医療・保健衛生・福祉確保に関すること 	
		健康寿命推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ALS等人工呼吸器を装着する難病患者の医療の供給に関すること ・被災者の健康相談に関すること ・被災者の栄養指導に関すること ・「とくしま災害栄養チーム」に関すること ・疫学調査及び健康診断に関すること ・国保料(税)に関すること 	
		健康寿命推進課 精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の精神保健相談に関すること ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)の受入・活動調整に関すること 	
		感染症対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・「とくしま災害感染症専門チーム」に関すること ・疫学調査及び感染症予防に関すること ・防疫に関すること 	
保健医療福祉調整班(薬務)				
		薬務課	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品(輸血用血液を含む。)、衛生材料及び防疫薬品等の確保に関すること ・薬剤師の援護業務に関すること ・毒物劇物の災害対策に関すること 	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

☆:班長

部	班	担当課	分掌事務
保健福祉部	保健医療福祉調整班(医療活動支援)		
	医療政策課☆		・災害派遣医療チーム(DMAT)の受入・活動調整に関する事
			・初動時の緊急医療体制の確立に関する事
			・人工透析患者等の医療の供給に関する事
			・医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事
			・ドクターヘリの運航に関する事
	病院局総務課		・県立病院の連絡調整に関する事
	保健医療福祉調整班(災害時要配慮者支援)		
	保健福祉政策課☆		・災害時要配慮者の支援に関する事
			・福祉避難所の設置状況等の情報収集に関する事
			・福祉避難所の運営支援に関する事
			・災害弔慰金の支給等に関する法律の適用及び実施に関する事
			・災害派遣福祉チーム(DWAT)の受入・活動調整に関する事
	地域共生推進課		・社会福祉施設の災害対策の総括に関する事
			・罹災低所得者援護に関する事
	障がい福祉課 障がい者相談支援センター 発達障がい者総合支援センター		・罹災身体障がい者、罹災知的障がい者、罹災発達障がい者の援護に関する事
	健康寿命推進課 障がい福祉課		・社会福祉施設の災害対策に関する事
	長寿いきがい課		・罹災高齢者の援護に関する事
			・被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関する事
			・被災者に対する保険料納入延滞金の免除及び滞納処分の執行猶予に関する事
			・被災者で保険証を紛失した者に対する再交付に関する事
	安全衛生課 観光企画課		・福祉避難所としての旅館・ホテル等の借りに関する事
災害ボランティア班			
保健福祉政策課		・県災害ボランティア本部に対する支援に関する事	
		・市町村ボランティア本部との連携調整に関する事	
		・総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関する事	
義援金受入・配分班			
地域共生推進課		・義援金品の受入・配分調整に関する事	
		・義援金の配分委員会の設置及び配分額等の決定に関する事	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

☆:班長

部	班	担当課	分掌事務
経済産業部	経済産業統括班		
		経済産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の被害状況の収集に関すること ・部内の連絡調整に関すること
	事業者支援班		
		経済産業政策課☆	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の事業継続の支援に関すること
		企業支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に対する災害金融に関すること ・応急融資に関すること
		産業人材課 中央テクノスクール 南部テクノスクール 西部テクノスクール	<ul style="list-style-type: none"> ・テクノスクールの災害対策に関すること
	農林水産部	農林水産統括班	
		農林水産政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の被害状況の収集に関すること ・農業関係の激甚災害指定の取りまとめに関すること ・農林漁業関係災害の金融に関すること ・農林水産業共同利用施設の災害に関すること ・部内の連絡調整に関すること
農業再生班			
		生産基盤課☆	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業用施設、漁港等の被害状況の取りまとめに関すること ・農地、農業用施設、漁港等の災害対策に関すること ・所管する海岸及び地すべり防止施設の災害対策に関すること
		農山漁村振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業用施設の災害対策に関すること ・所管する海岸及び地すべり防止施設の災害対策に関すること
		鳥獣対策・里山振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止施設等の被害状況の取りまとめに関すること
農業班			
		みどり戦略推進課☆	<ul style="list-style-type: none"> ・保管農薬・肥料の安全対策に関すること
		農林水産総合技術支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産総合技術支援センターの被害状況の取りまとめに関すること ・農業被害調査に関すること ・農業事業継続に関すること ・農作物被害等の技術対策の推進に関すること

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

☆:班長

部	班	担当課	分掌事務
農 林 水 産 部	畜産班		
	畜産振興課 家畜防疫衛生センター		・畜産物、畜産施設の被害状況に関すること
			・流通飼料及び飼料作物等の確保に関すること
			・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること
	水産班		
	水産振興課☆ 漁業管理調整課		・水産関係の激甚災害指定の取りまとめに関すること
			・水産物被害の把握及び水産物・水産加工品の確保に関すること
			・災害輸送用漁船の確保に関すること
	林業班		
	林業振興課☆		・林業関係の激甚災害指定の取りまとめに関すること
			・県有施設等の災害対策に関すること
			・特用林産施設の被害状況のとりまとめに関すること
			・造林地の被害状況の取りまとめに関すること
			・建設資材(木材等)の確保に関すること
	森林土木・保全課		・治山及び林道施設の災害対策に関すること
		・保安林の被害状況の取りまとめに関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

☆:班長

部	班	担当課	分掌事務
県土整備部	公共土木対策班		
	砂防防災課☆		・部内の災害対策に関すること
			・部内の被害状況の収集に関すること
	県土整備政策課		・部内の連絡調整に関すること
			・部内の他の班に属しないこと
	建設管理課		・建設業者の確保に関すること
	道路班		
	道路整備課☆ 高規格道路課		・道路啓開に関すること
			・災害時における道路及び橋梁の使用に関すること
			・緊急輸送道路ネットワークの確保に関すること
			・橋梁・トンネル等の安全点検に関すること
	河川班		
	河川政策課☆ 河川整備課		・水防本部に関すること
			・河川、海岸、ダム等の災害対策に関すること
			・水位雨量等観測資料収集に関すること
・水防警報受報発報、ダム関連通報に関すること			
・河川、ダム警戒に関すること			
・水防無線に関すること			
砂防班			
砂防防災課		・砂防、急傾斜、地すべり施設の災害対策に関すること	
		・土砂災害の被害状況の取りまとめに関すること	
		・土砂災害警戒情報に関すること	
住宅班			
住宅課☆ 當繕課		・県営住宅の災害対策に関すること	
		・応急仮設住宅の確保に関すること	
		・住宅相談窓口の設置に関すること	
		・災害公営住宅の整備に関すること	
		・建築士、大工等の確保に関すること	
		・建築物の災害復旧の技術指導に関すること	
		・被災建築物応急危険度判定に関すること	
		・応急仮設住宅の確保の応援に関すること	
・公共施設の応急措置に関すること			
		・仮設トイレの調達に関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

☆:班長

部	班	担当課	分掌事務
県土整備部	まちづくり班		
	都市計画課☆		・都市計画施設等の災害対策に関すること
			・被災宅地危険度判定に関すること
			・復興対象地区の選定に関すること
	水環境整備課		・給水に関すること
			・上水道の応急復旧に関すること
			・下水道の応急復旧に関すること
	用地対策課		・都市計画施設等の災害対策の応援に関すること
	港湾班		
	港湾政策課		・港湾、漁港及び海岸施設の災害対策に関すること
・災害輸送用船舶の確保に関すること			

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

☆:班長

部	班	担当課	分掌事務
出納部	出納班		
	会計課		・資金の安定供給に関すること
			・応急対策経費の出納に関すること
		・災害時の出納の処理方法に関すること	
企業部	公営企業班		
	経営企画課☆		・部内の被害状況の収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
	施設基盤整備課		・土木・建築設備の被害状況確認・復旧に関すること
	事業推進課		・電機・機械設備の被害状況確認・復旧に関すること
総合管理推進センター		・発電及び工業用水道並びに駐車場施設の被害状況確認・復旧に関すること	
病院部	病院班		
	総務課☆		・部内の被害状況の収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
経営改革課		・県立病院の資機材調達に関すること	
教育部	教育総務班		
	教育政策課☆		・部内の被害状況収集に関すること
			・教育関係広報に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
	教職員課		・教職員の被害状況等に関すること
	福利厚生課		・教職員の健康管理に関すること
	施設整備課		・教育施設の災害対策に関すること
	生涯学習課		・社会教育施設の被害調査に関すること
	教育対策班		
	義務教育課☆		・児童及び生徒の被害状況の把握に関すること
	高校教育課		・児童及び生徒の被害状況の把握に関すること
	特別支援教育課		・応急教育に関すること
			・学校の再開に関すること
			・被災した児童生徒への就学援助に関すること
			・被災した児童生徒への学用品等の供与に関すること
いじめ・不登校対策課		・スクールカウンセラーの派遣に関すること	
体育健康安全課		・児童・生徒の避難その他の対策に関すること	
		・児童生徒の健康管理に関すること	
		・学校の避難所運営支援に関すること	
教育DX推進課		・教育情報ネットワークの被害状況の把握及び復旧に関すること	
警察部	警察本部班		
			・県警察災害警備本部の組織及び所掌業務による

別表第3 各支部等の編成及び分掌事務

区分	実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
南部支部	地域創生防災実施班 (支部事務局)	南部総合県民局地域創生防災部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局地域創生防災部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・支部会議、支部事務局に関すること	徳島県総合県民局設置条例(平成16年条例第55号)に定める徳島県南部総合県民局の所管区域
	保健福祉環境実施班	南部総合県民局保健福祉環境部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局保健福祉環境部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	農林水産実施班	南部総合県民局農林水産部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局農林水産部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	県土整備実施班	南部総合県民局県土整備部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局県土整備部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	その他の実施班	南部総合県民局 その他の室長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局の当該室の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・他の班の応援に関すること	
西部支部	地域創生観光実施班 (支部事務局)	西部総合県民局地域創生観光部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局地域創生観光部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・支部会議、支部事務局に関すること	徳島県総合県民局設置条例(平成16年条例第55号)に定める徳島県西部総合県民局の所管区域
	保健福祉環境実施班	西部総合県民局保健福祉環境部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局保健福祉環境部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	農林水産実施班	西部総合県民局農林水産部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局農林水産部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	県土整備実施班	西部総合県民局県土整備部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局県土整備部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	その他の実施班	西部総合県民局 その他の室長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局の当該室の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・他の班の応援に関すること	

別表第3 各支部等の編成及び分掌事務

区分	実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
東部支部	東部県税班	東部県税局の副局長のうち東部県税局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県税局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県税局の所管区域
	東部保健福祉班	東部保健福祉局の副局長のうち東部保健福祉局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部保健福祉局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部保健福祉局の所管区域
	東部農林水産班	東部農林水産局の副局長のうち東部農林水産局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部農林水産局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部農林水産局の所管区域
	東部県土整備班 (支部事務局)	東部県土整備局の副局長のうち東部県土整備局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県土整備局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・支部会議、支部事務局に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県土整備局の所管区域
その他の実施班	その他の実施班	別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める各班を除く、その他の事務所長等	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める当該事務所等の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める事務所等の所管区域

別表第4 地方連絡部の名称、位置、部長及び分掌事務

部の名称	位置	部長	分掌事務
東京地方連絡部	東京本部内	東京本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の国会、中央諸官庁、その他関係方面との連絡に関する事 ・災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事 ・関東地方における災害対策用物資購入に当たっての斡旋等協力に関する事 ・関東地方における緊急通行車両証明書の発行に関する事 ・他の都道府県からの災害見舞金に関する事 ・その他災害関係の特に命じられた事
東海地方連絡部	東海本部内	東海本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の中部方面の官公庁、その他関係方面との連絡に関する事 ・中部方面における災害対策用物資購入に当たっての斡旋等協力に関する事 ・中部方面における緊急通行車両証明書の発行に関する事 ・その他災害関係の特に命じられた事
関西地方連絡部	関西本部内	関西本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の関西方面の官公庁、その他関係方面との連絡に関する事 ・関西方面における災害対策用物資購入に当たっての斡旋等協力に関する事 ・関西方面における緊急通行車両証明書の発行に関する事 ・その他災害関係の特に命じられた事

別表第5

西己 備 体 制

配備区分	配 備 内 容	配 備 時 期	備 考
第1非常体制	<p>1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し、状況に応じてすみやかに第2非常体制に移行し得る態勢とする。</p> <p>2. 配備につく職員は原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行うものとする。</p>	<p>1. 県内に大雪注意報が発表されたとき。</p> <p>2. 「大雨に関する徳島県気象情報」（線状降水帯に関するもの）が発表されたとき。</p> <p>1. 県内に震度4の地震が発生したとき。</p> <p>2. 徳島県に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。</p> <p>4. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき。</p>	<p>※左記の配備時期においては、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要があることから「連絡本部」を設置する。</p> <p>連絡本部長：防災対策推進課長 本部員：危機管理部職員</p>
第2非常体制	<p>1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては、災害対策本部を設置した場合に必要な応急対応活動を状況に応じて行い得る人員を配備し、すみやかに第3非常体制に移行し得る態勢とする。</p> <p>2. 配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等にあたり、所要の措置を構ずるものとする。</p>	<p>1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。</p> <p>2. 台風が本県を通過する可能性が高いとき。</p> <p>3. 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。</p> <p>4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき。</p> <p>5. 徳島県に津波警報が発表されたとき。</p> <p>6. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。</p> <p>7. 大雨特別警報が発表されたとき。</p> <p>8. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</p> <p>9. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>10. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき。</p>	<p>※左記の配備時期においては、大規模な災害に備える等、特に警戒を要することから「警戒本部」及び「警戒支部」を設置する。但し、「津波警報」のみの発表の場合は、「警戒本部」及び「南部支部」を設置する。</p> <p>警戒本部長：危機管理部長 本部員：危機管理部職員 並びに関係課課長</p> <p>支部長：総合県民局長及び 東部県土整備局長 支部員：実施班員をあてる。</p>
第3非常体制	<p>1. 県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づく人員を配備する態勢とする。</p> <p>2. 災害対策本部が自動設置されたときは、全員配備態勢とする。</p>	<p>災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>●自動設置</p> <p>1. 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>2. 徳島県に大津波警報が発表されたとき。</p> <p>●判断設置</p> <p>1. 県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき。</p> <p>2. 県内沿岸に津波警報が発表されたとき。</p> <p>3. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。</p> <p>4. 大雨特別警報が発表されたとき。</p> <p>5. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</p> <p>6. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>7. 県内で相当規模の地震が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>8. 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>9. その他、多数の人的被害など、重大な社会的影響のある大規模な事故等が発生し、又はそのおそれが高まったとき。</p>	<p>※左記の配備時期においては、「災害対策本部」及び「災害対策支部」を設置する。</p> <p>本部長：知事 支部長：総合県民局長及び東部県土整備局長</p>

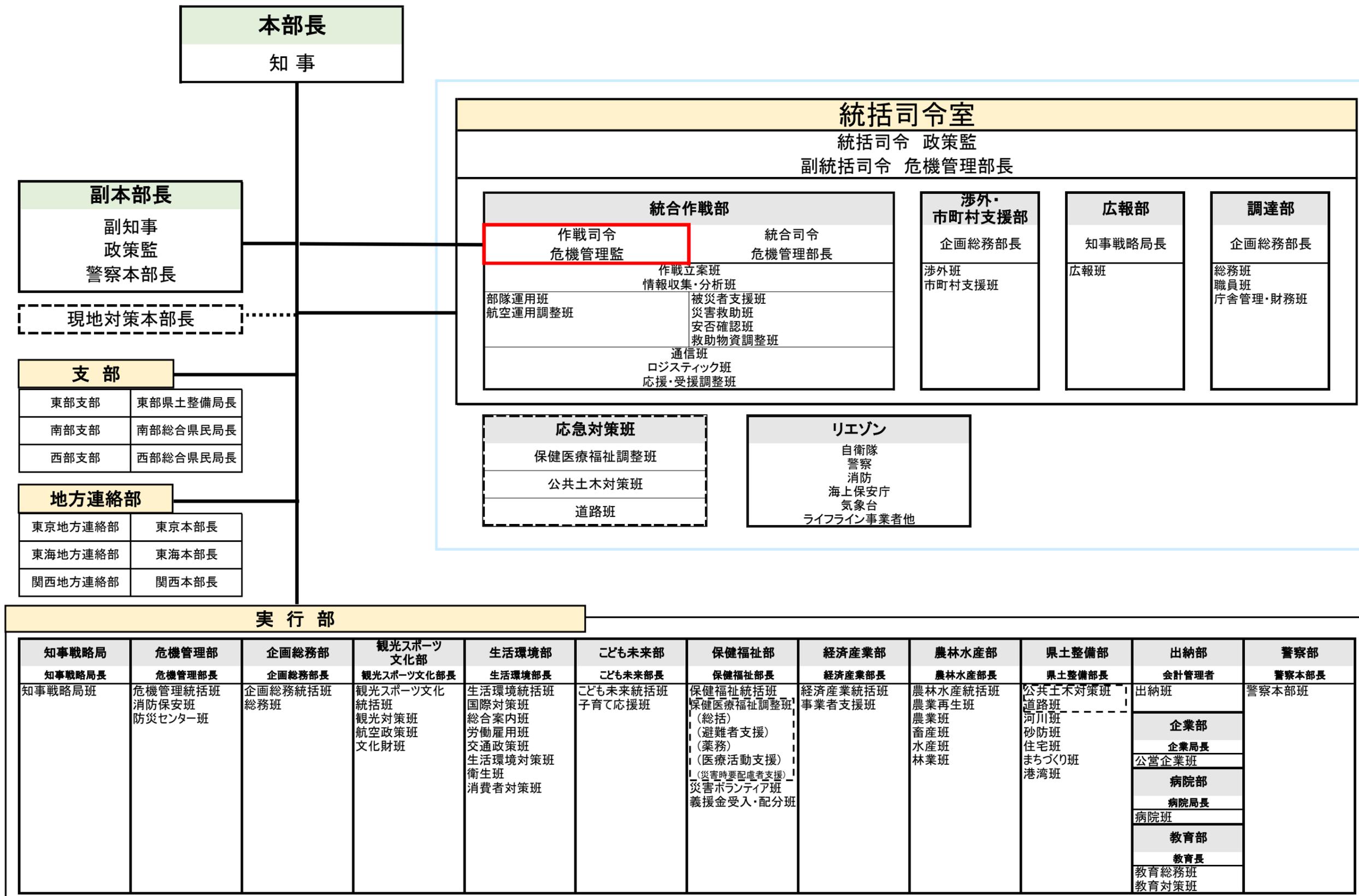
災害対策本部（支部）設置の動員体制

業務内容	災 害 対 策 本 部 ・ 支 部 設 置	
	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外 ・ 出 張 中
動 員 区 分		
本 部 長 本 部 副 長 本 部 支 部 長	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
統 括 司 令 室 員 本 部 連 絡 責 任 者	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
応 急 対 策 班 各 班 要 員 各 実 施 班 要 員	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
各 班 ・ 各 実 施 班 の 要 員 以 外 の 職 員	直ちに配備態勢につく。	災害の状況に応じて、連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
災害対策本部が自動設置された場合は、全員勤務場所へ登庁する。		

注1 登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は最寄りの事務所で配備態勢につくこと。

徳島県災害対策本部の運営体制

別紙



区分

危機事象対応

災害対応

本部長:知事

被害発生(おそれ)大

危機管理対策本部

設置基準

● 県民の生命、身体又は財産等に重大な損害を与え、若しくは県政の運営に深刻な支障が生じる危機事象発生時又は発生のおそれがある場合

【想定される主な事案】

① 県内で鳥インフルエンザ等発生

→【危機管理対策本部設置】

② 新型インフルエンザ等発生

→(政府対策本部設置)→【新型インフルエンザ等対策本部設置】

③ テロ、武力攻撃事態(米朝開戦、ミサイル着弾)等発生

→【危機管理対策本部設置】

→(政府による事態認定)→【緊急対処事態(国民保護)対策本部設置】

本部体制

本部会議

本部長:知事

副本部長:副知事、政策監、警察本部長

本部長:知事戦略局長、危機管理監、各部局長、会計管理者

※自衛隊、国の機関、指定公共機関(電力、通信等)、TPF等

主管:政策監

危機管理会議

常時設置

● 県民の生命・財産等に被害が生ずる恐れがある危機事象が発生し、全庁的な連携や協力の強化を図る必要がある場合に、政策監又は危機管理環境部長が会議を招集

【想定される主な事案】

① 感染症(新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等)

・鳥インフルエンザ(飼養鶏)の国内シーズン初確認時

・鳥インフルエンザ(飼養鶏)の近隣県シーズン初確認時

・鳥インフルエンザ(飼養鶏)の県内疑い事例発生時

② 北朝鮮関連

・弾道ミサイルの日本国内上空通過(Jアラート発表)時

構成員

・主管:政策監

・座長:危機管理部長

・危機管理主任者等:各部局主管課長等

主宰:危機管理部副部長

危機管理連絡会議

常時設置

● 危機管理会議の決定事項についての調整等を行う場合や庁内で情報共有を図る必要がある場合に、危機管理部副部長又は危機管理政策課長が会議を招集

【想定される主な事案】

① 感染症(新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等)

・鳥インフルエンザとくしまアラートのレベル変更

・鳥インフルエンザ(野鳥)の国内シーズン初確認時

・野生いのししの豚熱、マダニの確認時

② 北朝鮮関連

・核実験実施時

③ その他

・サイバー攻撃、イノシシ襲撃

・主宰:危機管理部副部長

・構成員:各部局主管課副課長等

【メール開催で対応する主な事案】

・北朝鮮ミサイル発射時(Jアラート発表なし)

・鳥インフルエンザとくしまアラートのステージ変更

・国内死亡野鳥で鳥インフルエンザ確認(初発)

・県内野生イノシシで豚熱確認

・熱中症疑いの死亡事案の発生(初発)

本部長:危機管理部長

災害対策警戒本部

設置基準

● 自動設置

・県内に震度5の地震が発生したとき

・徳島県に津波警報が発表されたとき

・徳島県に顕著な大雨に関する情報が発表されたとき

・大雨特別警報が発表されたとき

・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)、または南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき

● 判断設置

・その他、災害や大規模な事故(火災、停電等)が発生し、大きな被害が発生、またはそのおそれが高まったとき

本部体制

・本部長:危機管理部長

・本部長:危機管理部職員及び関係課職員

本部長:危機管理部 課長

災害対策連絡本部

設置基準

● 自動設置

・暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき

・大雪注意報が発表されたとき

・台風が本県を通過する可能性が高いとき

・河川が氾濫注意水位に近づいたとき

・県内に震度4の地震が発生したとき

・徳島県に津波注意報が発表されたとき

・南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき

・「大雨に関する徳島県気象情報」(線状降水帯に関するもの)が発表されたとき

● 判断設置

・その他、災害や大規模な事故(火災、停電等)が発生し、大きな被害が予想される時

本部体制

・本部長:危機管理部 課長

・本部長:危機管理部職員

中

小

消防防災ヘリ「うずしお」

・大規模災害発生時、被災状況の調査や情報収集等のため、直ちに離陸
・救助、消火など災害応急活動を実施